

1 都市形成

【現状と課題】

良好な都市基盤や商業施設等が整備された市街地は、安全で快適な居住環境やまちのにぎわい、産業・文化の集積を生み出すものであり、まちの発展を支える重要な礎です。

本市では、市内東部地域において昭和20年代後半から土地区画整理に着手し、道路や公園、下水道などの基盤整備を進めた結果、良好な市街地が形成されています。

中でも、青梅駅・東青梅駅・河辺駅の3駅周辺は、中心市街地として市民の豊かな生活を育んできました。

青梅駅周辺は、商店街のにぎわい等により青梅の顔として、長い間、市の中心地として栄え、西多摩地域の拠点としても機能してきました。

東青梅駅周辺は、市役所をはじめとする官公庁施設が数多く立地しています。

河辺駅周辺は、平成19(2007)年度に駅前複合ビルが完成するなど、業務・商業施設の集積が進んでおり、市立総合病院や総合体育館も立地しています。

しかし、青梅駅周辺は、昭和40年代に駅前土地区画整理事業等によって都市基盤が整備された以降は、まちづくりの進展が見られず、施設の老朽化が目立つなど、以前の活気が失われつつあります。

また、市内北部、西部地域においても、都市基盤整備を進め、地域の維持・発展に努めてきましたが、今後も引き続き人口減少や高齢化の進展が見込まれています。

一方、青梅インターチェンジ周辺地区においては圏央道の整備による交通利便性を生かした産業誘導など、本市の更なる発展をけん引する新たな拠点整備も求められています。

基本構想の土地利用方針の実現に向け、適切な土地利用を図るとともに、地域特性を生かした魅力ある都市形成を進め、まちのにぎわいや活力を高めていく必要があります。

【基本方針】

都市の活力と自然の豊かさとの適切なバランスがとれた計画的な土地利用を促進し、住みたい、住み続けたいまちづくりを推進します。電気、水道などのライフラインの安定供給を促進するなど都市施設や都市機能の充実を図り、良質な都市基盤の整った都市生活の実現に努めます。

中心市街地では、業務、商業、文化、医療などの機能集積を複層的に活用し、新たな魅力とにぎわいを形成するとともに、地域特性や交通利便性を生かした新たな広域的機能展開を図っていきます。

無秩序な開発・利用を抑制し、豊かな自然や良好な住環境を保全していきます。

【基本施策】

(1) 計画的な土地利用の促進

本市の土地利用の基本方向や関連計画、社会経済状況の変化などを踏まえ、「青梅市都市計画マスタープラン」の改定を行い、計画的な土地利用を図り、活力あるまちづくりを進めます。

また、生活・自然環境への影響が懸念される施設に対する対応方針を策定し、無秩序な開発行為の防止や土地利用区分に応じた適正な土地利用を図ります。

さらに、まちづくり、災害復旧時の基礎資料となる地籍調査の推進を図ります。



河辺駅前

(2) 機能集積の促進

「青梅業務核都市基本構想」などにもとづき、業務核都市・核都市にふさわしい業務機能や商業機能、文化機能など、諸機能の集積を図ります。

圏央道青梅インターチェンジ周辺地区では、今井土地区画整理事業を支援し、圏央道の利便性を生かした物流拠点の整備を進めます。

中心市街地では、地域の意欲ある住民や関係者と連携・協力し、定住人口や交流人口の増加、商店街の活性化を図るため、青梅駅周辺の再開発事業などに取り組み、魅力ある中心市街地を形成します。

日本ケミコン跡地では、国等の官庁施設の集約化に努めるとともに、市民ホールの検討を進めるなど、利活用によるまちの活性化に取り組めます。



青梅インターチェンジ

2 道路

【現状と課題】

道路は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な社会基盤です。

圏央道では東名高速道路や東北自動車道等との接続に向けて整備が進められています。

また、本市の幹線道路網について、都市計画道路を中心に国道、都道の整備促進を要請しています。

市道では、事業化した都市計画道路の整備を積極的に進めています。生活道路では、交通利便の向上を図るため、拡幅改修工事や路面改良工事等を実施するとともに、健康の保持や地域の歴史・文化に触れながら歩く人が安全で安心して利用できるよう青梅市健康と歴史・文化の路整備事業を進めています。

しかし、広域的連携の向上や災害時の避難救助活動に資する幹線道路の整備・充実、老朽化する橋りょうなどの維持管理が課題となっています。

このため、幹線道路から身近な生活道路に至るまで、より一層安全で便利な道路網の整備や効率的な維持管理に取り組むとともに、歩道の整備など歩行者にとって安全で快適な空間の確保等を進めていく必要があります。

【基本方針】

圏央道や国道、都道の整備を促進し、連絡性の向上と機能的な活動を支える広域的な道路ネットワークの構築に努めます。

また、市道では、安全性の向上や災害に強いまちづくりの実現、人にやさしい道路環境づくりを進めるため、拡幅や歩車道分離などの整備を進めるとともに、道路や橋りょうなどを計画的かつ予防的に補修・修繕し長寿命化を図ります。

【基本施策】

(1) 幹線道路網の整備促進

圏央道について、関係市町村との連携を図り、環状道路としての機能が十分に発揮できるように、早期の全線開通に向けた整備促進を要請します。

また、千ヶ瀬バイパスの延伸に積極的に協力するなど都市計画道路の整備を促進するとともに、国道や都道の拡幅整備や電線類地中化、バリアフリー化などの改良整備を要請します。

さらに、東西幹線道路網の充実を図るため、多摩新宿線についても早期具体化を要請します。

(2) 市道の整備

「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)」に定められた路線や、周辺環境の変化や課題を適切に捉え選定した都市計画道路の整備を推進します。

生活道路では、利用形態や地域特性に応じ、道路の拡幅や歩道の設置などの整備を図ります。

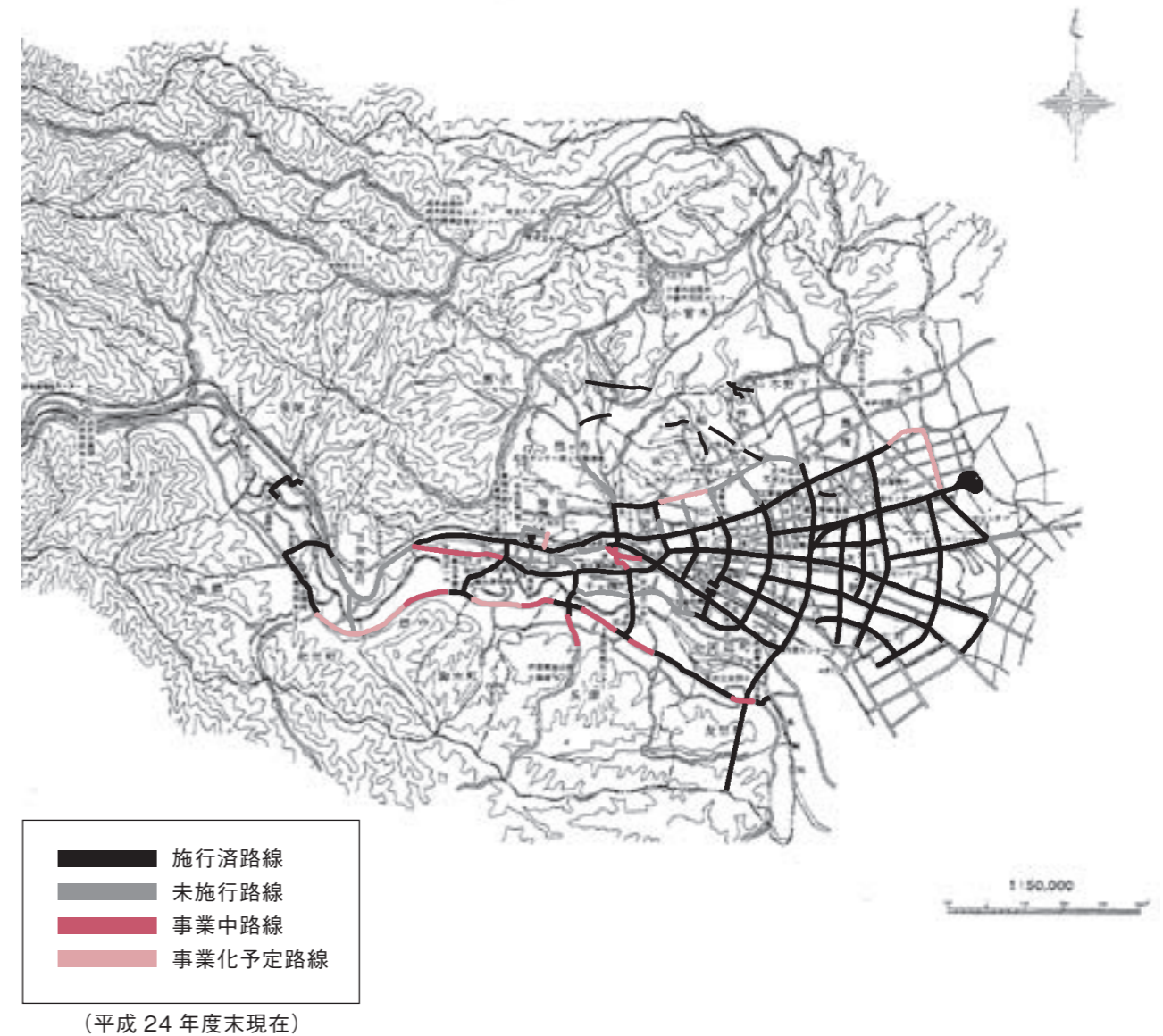
また、道路整備に当たっては、安全性の向上や災害時の対応をはじめ、バリアフリー化、電線類地中化、環境・景観の保全などに配慮した、人と環境にやさしい道路空間づくりを進めます。

(3) 道路の維持管理

機能的な道路台帳の整備のもと、道路や橋りょう、沿道の構造物などを点検し、計画的かつ予防的な補修・修繕を実施し、安全性の向上や長寿命化を図ります。

また、街路灯について、省エネルギー型照明への転換を進めます。

都市計画道路網計画図



3 公共交通

【現状と課題】

鉄道やバスなどの公共交通は市民生活を支える都市基盤のひとつであり、人口減少社会の到来や超高齢社会の本格化に伴う社会経済状況の変化により、公共交通の果たす役割はますます高まっています。

本市の公共交通は、J R 青梅線が市内を東西に貫き、市外や都心と連絡しており、市内10駅と小作駅を含めた利用者は1日当たり4万5千人を超えています。また、地域での身近な移動手段である路線バスは、バス事業者により路線網が構築されています。

しかし、J R 中央線や青梅線では、輸送力の増強や利便性の向上が求められています。路線バスでは、利用者が少なく、路線維持のための財政的な負担が重くなっています。さらに、市内に点在する交通空白地域や不便地域の解消も課題となっています。

今後は、広域的な連携による J R 線の輸送力増強の働き掛けや、路線バスの利用促進、ニーズに応じた路線網への対応を図る必要があります。

【基本方針】

市民や交通事業者など多様な関係者で構成する青梅市公共交通協議会において、誰でもいつでも気軽に利用できる公共交通システムの構築を図ります。

鉄道については、近隣自治体とも連携し、運行本数の増加による輸送力の強化や駅舎、ホームなどの駅施設の改善を要請します。

バスやタクシーなどについては、身近で日常的な交通機関として、地域特性を踏まえた市民の足となるよう路線の充実や再編、配車サービスの充実などを促進します。

青梅線駅別乗車人員の推移(1日平均) (単位:人)

	小作駅	河辺駅	東青梅駅	青梅駅	宮ノ平駅	日向和田駅	石神前駅	二俣尾駅	軍畑駅	沢井駅	御嶽駅
平成 19(2007)年度	18,223	13,471	6,821	7,603	578	975	309	537	243	289	606
平成 20(2008)年度	17,843	13,538	6,962	7,491	547	983	326	539	250	295	607
平成 21(2009)年度	17,525	13,460	6,864	7,336	515	978	319	516	254	283	622
平成 22(2010)年度	17,451	13,211	6,804	7,144	504	930	302	502	239	273	615
平成 23(2011)年度	17,252	13,120	6,724	6,951	492	940	299	486	233	272	658

(資料:東日本旅客鉄道株式会社)

【基本施策】

(1) 公共交通網の検討

市民や交通事業者など多様な関係者で構成する青梅市公共交通協議会などで、利用者のニーズに応じた公共交通網の抜本的な見直しに取り組み、本市における公共交通網全体の最適化を図ります。

(2) 幹線交通の充実

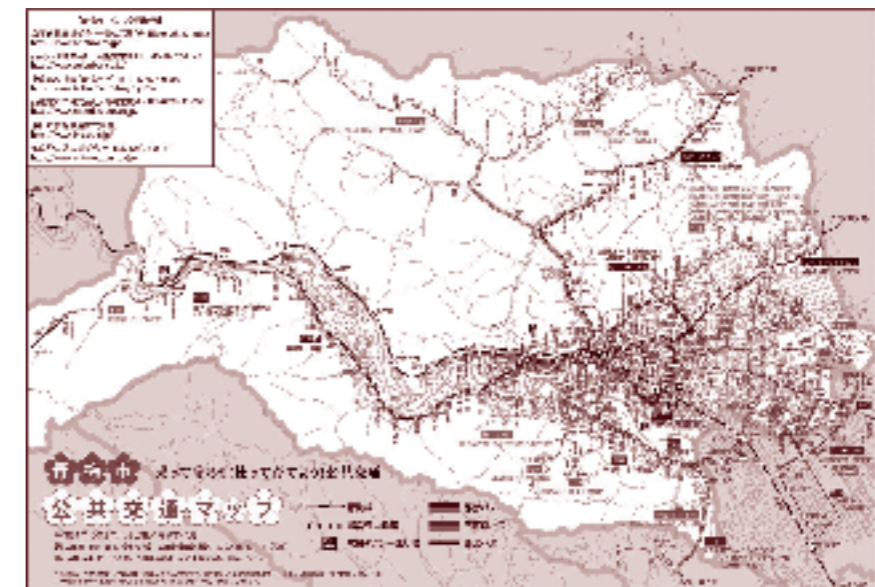
西多摩地域広域行政圏協議会※などを通じて近隣自治体と連携し、J R 青梅線の運行本数の増加や青梅駅ホームの増設などによる輸送力の強化、J R 中央線の複々線化による東京直通電車の増発や老朽化した施設の改善などの利便性向上を促進します。

また、更なる安全性の向上や利用特性に応じたバリアフリー化を要請します。

多摩地域の公共交通の充実を図る多摩都市モノレールの整備についても、多摩地域都市モノレール等建設促進協議会を通じて関係機関へ要請します。

(3) 地域交通の充実

市民にとって必要不可欠で安全な移動手段として、路線バスなどの利用促進に向けた取組を進めながら、その維持・発展に努めます。また、交通事業者の経営努力を適正に評価する新たな公共負担制度を導入し、既存路線の活性化および新規参入の促進を図ります。



公共交通マップ

※西多摩地域広域行政圏協議会:青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町を構成市町村として、広域的な行政課題について連携・協調し、より質の高い行政サービスの提供を目指すために設立された協議会。

4 下水道

【現状と課題】

下水道は、河川等の水質保全や自然環境の保全、快適な市民生活の確保など、多面的な機能を持ち、人々の生活に欠くことのできない重要な施設です。

本市の公共下水道は、多摩川上流流域関連公共下水道として昭和47(1972)年度から事業に着手しました。

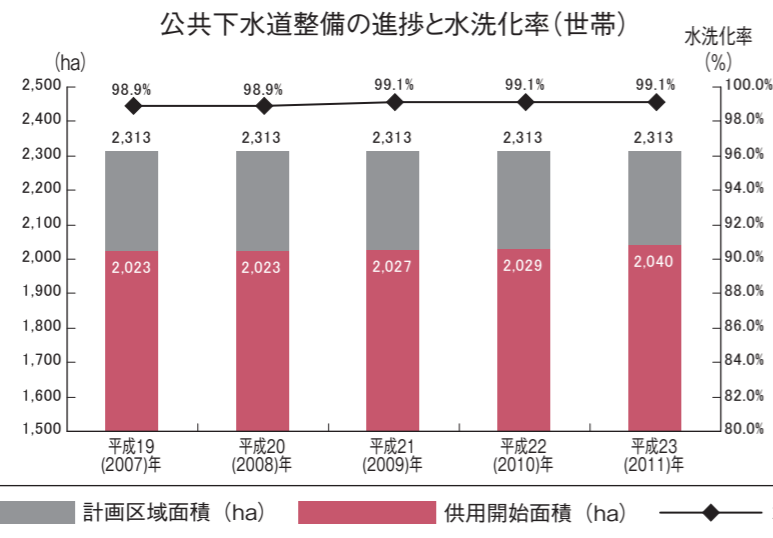
汚水事業については、残された西部地域や北部地域での整備を進めています。また、雨水事業については、浸水の可能性がある地域で集中的な整備を行ってきました。

公共用水域の水質保全と生活環境の向上、全市水洗化に向けて、公共下水道および合併処理浄化槽整備事業の推進を図る必要があります。また、市街化の進行に伴う浸水被害の防止を図る対策を推進する必要があります。

【基本方針】

生活環境の向上と河川等の水質保全などを図るため、公共下水道汚水事業および合併処理浄化槽整備事業を計画的、効率的に進め、全市水洗化を目指します。老朽化が進む施設については予防保全型の維持管理を行うとともに、計画的、効率的に更新を行います。また、下水道使用料の適正化を図り、経営健全化を更に進めます。

雨水については、浸水被害の予防と地下水のかん養などを図るため、雨水浸透施設の設置を促進します。



※ライフサイクルコスト：施設における新規整備・維持修繕・改築・処分を含めた生涯費用の総計のこと。

【基本施策】

(1) 汚水施設の整備

全市水洗化に向け、第3期事業区域(御岳、御岳本町、沢井、二俣尾地区ほか)をはじめ、小曾木事業区域、御岳山事業区域などの公共下水道の整備を推進するとともに、集合処理に適さない地域については、市が主体となり整備・維持管理を行う市町村設置型合併処理浄化槽の普及を図ります。

成木事業区域については、整備手法を再検討し、早期の水洗化を推進します。

また、下水道等事業の進捗に合わせ、適切な受益者負担を図ります。

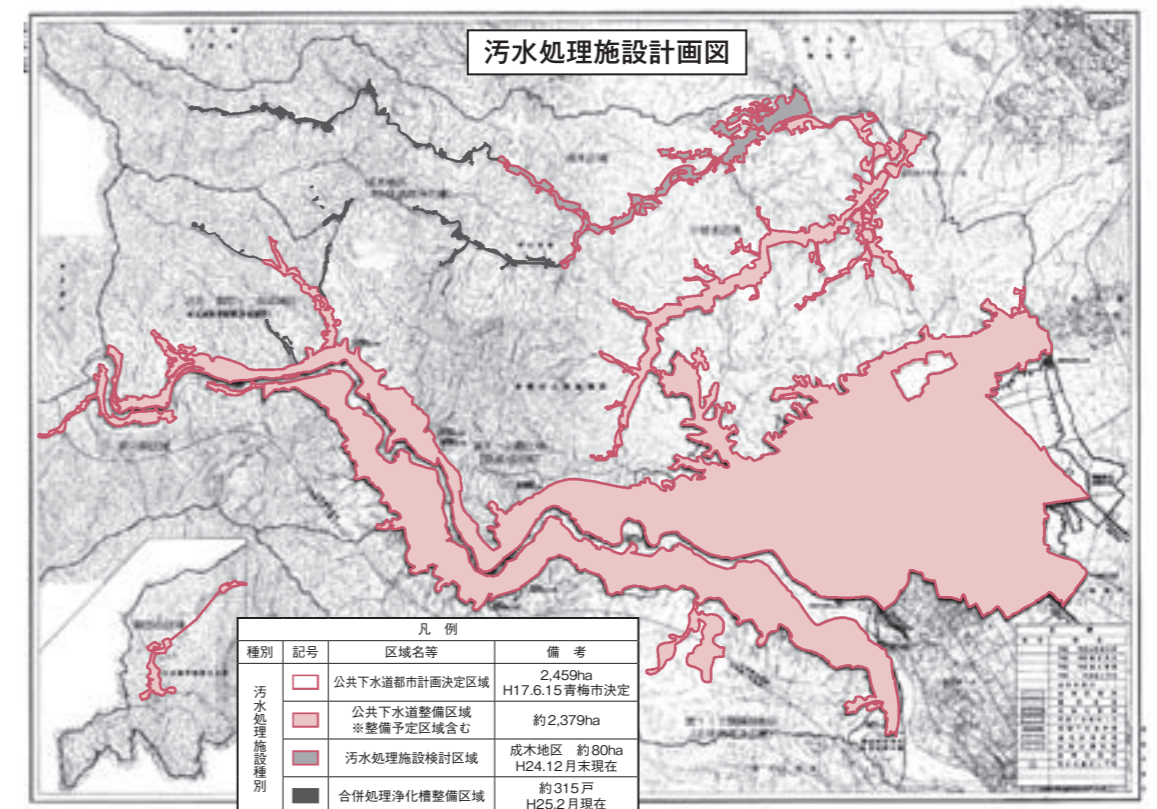
(2) 汚水施設の維持管理

下水道管や汚水中継ポンプ場については、災害時のライフラインとしての重要性から耐震化を図ります。

また、汚水中継ポンプ場については、ライフサイクルコスト※の低減を図りながら、計画的な改築更新を行っていきます。

(3) 雨水対策の充実

浸水被害の防止に向けた雨水排除施設の整備をはじめ、雨水浸透施設や雨水小型貯留施設の設置補助を図るなど、雨水対策の充実を図ります。



5 河川・砂防

【現状と課題】

100kmを超える広範な市域を有する本市は、関東山地が平野部と接し、東に向けて扇状の武蔵野台地が形成され、その扇の要に位置しています。多摩川をはじめ多くの河川が存在するとともに、河岸段丘や山々による起伏のある地形など、地勢において多様な様相を呈しています。

これまで、河川においては、いっ水や浸水、沿岸の浸食等の防止に向けて、護岸等の整備を推進してきました。また、整備に当たっては、自然環境への影響、動植物の生態系や水質の保全に配慮してきました。

また、本市には、土砂災害の危険箇所が数多くあり、国・都が実施する砂防事業などに協力し、土砂災害の未然防止に努めてきました。

近年、全国各地で集中豪雨や台風などによる洪水被害、土砂災害が発生している状況にあり、引き続き国・都などの関係機関と連携を図り、治水機能の向上や土砂災害の防止を図る必要があります。

【基本方針】

市民や国、東京都と協調し、安全で潤いのある豊かな河川づくりを進めます。

また、河川管理者間で連携し、自然環境や親水性に配慮しつつ、河川整備を進め、治水機能を高めます。

土砂災害から市民の生命とくらしを守るため、国・都が行う災害防止対策を促進します。

【基本施策】

(1) 河川の整備促進

水害に対する安全性の向上、生態系に配慮した水辺に親しめる川づくりに向け、主要河川の整備を国や東京都に要請します。

(2) 治水対策の充実

本市の管理する河川の河道や護岸の整備を行い、いっ水や浸水、沿岸の浸食などの防止に努めます。

また、整備に当たっては、自然環境への影響、動植物の生態系や水質の保全に配慮します。

(3) 土砂災害の防止

土砂災害に対する市民意識の啓発に努めるとともに、国や東京都が進める砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業などに協力し、土砂災害防止施設の整備促進を図ります。



霞川

6 都市景観

【現状と課題】

まちの景観は、住む人の暮らしぶりや、地域の文化を表し、美しい景観を持つまちづくりは、住む人の感性を磨き、まちへの愛情や誇りを育み、心を豊かにするなど、快適で活気ある都市の基盤として重要な要素となっています。

本市は、「青梅市景観まちづくり基本方針」、「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづき、自然景観や街なみ景観の保全など青梅らしさの創造に向けた景観行政を進めてきました。

これまで、青梅駅周辺景観形成地区では積極的な景観保全・整備・修景に取り組み、青梅宿の情緒が残る街なみが形成され、多くの人に親しまれています。

今後は、引き続き景観形成にかかる市民意識の高揚に努めるとともに、多摩川沿い地区でも取組を進めるなど美しい風景都市・青梅を目指して、市民、事業者、行政が連携して美しく優れた景観づくりを進めていく必要があります。

【基本方針】

市民、事業者、行政が協調・連携し、魅力ある固有の景観を守り、育て、愛着や誇りを培う美しい風景都市・青梅を目指します。特に、豊かな自然を持つ多摩川沿い地区や身近に歴史・文化を伝える青梅駅周辺地区では、積極的に景観整備と修景を進めます。

また、公共空間の整備においては、景観に配慮した取組を進め、まちの良好な景観づくりを進めます。

【基本施策】

(1) 自然景観の保全

多摩川沿い景観形成地区を指定し、地区内の景観形成計画および景観形成基準を策定して、青梅の景観を特徴づける水と緑の景観軸を保全します。

また、「青梅市景観まちづくり基本方針」、「青梅市緑の基本計画」、「青梅市環境基本計画」にもとづき、市民、事業者、行政が連携し、市民生活に潤いを与える崖線緑地や平地林、樹園地、丘陵など自然景観の保全を図ります。

(2) 街なみ景観の保全・創出

「青梅市景観まちづくり基本方針」および「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづき、優れた景観づくりを計画的に進めます。

また、青梅駅周辺景観形成地区について、景観形成の要所として、景観形成計画、景観形成基準にもとづき積極的に景観の整備・修景事業を進めます。

(3) 協調・連携による景観づくり

優れた景観形成に向け、市民団体等との協働により、市民への周知に努めるなど、市民意識の向上を図り、市民との協働による景観形成を促進します。



景観まちづくり事業